# 答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。)5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

## 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

# 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事(以下「処分庁」という。)が 請求人に対し、令和3年2月12日付けで行った愛の手帳交付申請却 下処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求める というものである。

#### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

理由① 診断を行った「〇〇自童相談所」では「田中ビネー知能検査V」の結果が「76」だった為に非該当となったと言われました。該当指数は「75」です。たった1点での非該当にされました。私へのモニタリング、息子へのモニタリングが交付却下の理由になっていない。点数しか反映されていないと感じました。

理由② 点数が全てならば、検査姿のモニタリングさせてほしい。 1点のみでの却下は、言葉もろくに出ない息子からは何も確認できないので担当された方が間違えても確認できません。8歳ぐらいまでは 76~80の点数の人にはモニタリングを重視してほしいです。

理由③ 息子が、この先、就学できるのか現語のテストは2歳遅れと言われていて親としてできる療育など受けさせたいと思うはずです。実際は手帳があるかないかで入所できるかできないかにかかわる。75点で取得出来てあらゆる療育を頑張った2年後と、76点で取得不可で、できる療育をもどかしく過ごした2年後と大差が出ると思います。だから「76点」の理由だけでの却下は不服です。

# 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定 を適用して、棄却すべきである。

# 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

|   | 年   | 月 F |   | 審議経過         |
|---|-----|-----|---|--------------|
|   | 3 年 |     | • | 諮問           |
|   |     |     |   | 審議(第61回第2部会) |
| 1 |     |     |   | 審議(第62回第2部会) |

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、 以下のように判断する。

#### 1 要綱等の定め

(1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児(以下「知的障害者」と総称する。)の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福

祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センターに おいて、知的障害(知的機能の障害が発達条件(18歳未満)に現 れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要 とする状態をいう。)と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者 又はその保護者は、愛の手帳交付申請書(以下「申請書」という。) に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあっ ては、児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、知事 に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表(別紙1。以下「総合判定基準表」という。)及び当該知的障害者が0歳~6歳 就学前である場合は都要綱別表2「知的障害(愛の手帳)判定基準表(0歳~6歳 就学前)」(別紙2。以下「個別判定基準表」という。)に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して知事に進達しなければならないとしている。

(3) 都要綱 5 条 1 項は、知事は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、判定機関の長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表(別紙1)によれば、障害の度数は、「1度(最重度)」から「4度(軽度)」までに区分され、4度(軽度)の判定内容は、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」とされており、上記各度数及び程度不明のいずれにも該当しないと判定したときは「非該当」とするとしている。

そして、都要綱 5 条 3 項は、同条 1 項の規定により、交付申請を 却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとす るとしている。

- (4) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目(昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」という。)4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。
- (5) 上記(4)の総合判定に用いる心理検査については、その内容が散逸 しないように管理するため、処分庁によると、検査時に保護者が同 席することによるモニタリングを認めていない。

また、心理検査の結果に関する判定の具体的な内容・基準についても、それらが公開されることにより、判定結果が申請者の希望通りになるよう情報が操作される可能性を回避するため、処分庁では、原則非公開となっている。

2 本件処分について

次に、児相所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

田中ビネー式知能検査の結果は、IQ76と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね $50\sim75$ 」の区分を上回っていることから、非該当と判定されている。

イ 「運動」について

両足ジャンプができ、階段を一足一段で昇降することが可能であることから、非該当と判定されている。

ウ「社会性」について

知能検査場面では、約50分の間、目立った体動や離席はなく、検査に取り組むことができていた。また、相手から誘われ、ペー

スを作ってもらえれば同年代の子と一緒に過ごすことは可能であることから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

#### エ「意思疎通」について

発語は2語文程度であり、会話は一方的になりやすく、知能検査では、多語文で説明を求められる課題には答えられなかった。一方で、簡単な指示や教示は理解できており、単語で回答できる課題や言語理解力を問われる課題には正答していたことから、個別判定基準表における「言語を通しての意思疎通が可能」に相当するものとして、4度と判定されている。

### オ 「身体的健康」について

日常的な健康状態に特段の問題はなく、服薬などもしていない ことから、非該当と判定されている。

### カ「基本的生活」について

おむつを常用し、Tシャツの着脱には介助が必要であり、また、 睡眠が安定しない面はあるが、ズボンの着脱はでき、食事はスプ ーン・フォークを使用でき、概ね自立している。〇歳という年齢 を加味している。

以上により、個別判定基準表における「介助や見守りをあまり 必要としない。」に相当するものとして、4度と判定されている。

#### キ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、6項目のうち 3項目が4度(軽度)相当、3項目が非該当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び母に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、東京都心身障害者福祉センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「境界域知能」と、心理学的所見欄には「CA4:3 MA3:3 IQ76 田中ビネー式」と、社会診断所見欄には「知的障害に起因する生活上の困難は認められない。」と、それぞれ記載されている。

## (3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容にある知能測定値、その他のプロフィール並びに医学的、心理学的及び社会診断的所見を総合すると、子の知的障害の程度は、総合判定基準表(別紙1)における「1度(最重度)」ないし「4度(軽度)」及び「程度不明」のいずれにも該当しないから、子の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、第3のことから、本件処分の違法性、不当性を主張する。しかしながら、上記1・(2)ないし(4)のとおり、愛の手帳の交付における障害の程度の認定は、知能測定値のみで判定するのではなく、申請書及び判定書等の内容を総合的に判定して決定されるものであるところ、本件申請書及び本件判定書等によれば、子の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、上記第3の理由①及び③にある請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということはできない。

また、処分庁が保護者の希望により心理検査の状況をモニタリング することを認めていないことは、心理検査はその内容が散逸しないよ うに管理することが求められている以上、妥当な判断であり、理由② にある請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものである ということもできない。

したがって、請求人の主張は、いずれも理由がないというほかはない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2 (略)